

議第52号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 5 月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「市長の附属機関にあつては別表第1，教育委員会の附属機関にあつては別表第2」に改める。

別表を削り，附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

1 環境政策局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市市民協働発電制度運営主体選定委員会	京都市市民協働発電制度に係る運営主体の選定に関する事項について，市長の諮問に応じ，審議すること。	5 人 以 内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

2 行財政局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市特別職報酬等審議会	市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市不動産評価委員会	本市が取得し、売り払い、又は交換しようとする不動産の価格に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市ネーミングライツ審査委員会	ネーミングライツ（本市の施設等の通称を命名する権利をいう。）を付与する契約の相手方及び命名する通称の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2年
京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会	住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会	京都市立芸術大学移転整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

3 総合企画局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年

京都市市民憲章 推進協議会	京都市市民憲章を推進するための目標に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2	年
京都市多文化施策審議会	地域における多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2	年
京都市国際化推進プラン点検委員会	京都市国際化推進プランに掲げる施策の進捗状況及び本市の国際化のための取組に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	2	年

4 文化市民局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市町名、町界変更審議会	町名の改称及び町の区域の変更に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	16人以内	2年
京都市文化功労者審査会	京都市文化功労者の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2年
京都市芸術新人賞・京都市芸術振興賞選考委員会	京都市芸術新人賞及び京都市芸術振興賞の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2年
京都市芸術文化特別奨励制度審査委員会	京都市芸術文化特別奨励制度の奨励者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2年

京都市外来種 チュウゴクオオ サンショウウオ 対策検討委員会	外来種であるチュウゴクオオサンショウウオに係る対策及び特別天然記念物であるオオサンショウウオの保存計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5 人 以 内	2	年
京都を彩る建物 や庭園審査会	京都を彩る建物や庭園の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10 人 以 内	2	年
京都をつなぐ無 形文化遺産審査 会	京都をつなぐ無形文化遺産の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20 人 以 内		委嘱の日から 1 年以内において 市長が定める日 まで
京都市元離宮二 条城保存整備委 員会	元離宮二条城の保存、整備、管理及び運営に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	10 人 以 内	2	年
京都スポーツの 殿堂委員会	京都スポーツの殿堂に関し、殿堂入りさせるべき者の選考及び殿堂入りした者による講演会、スポーツ教室等の実施に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10 人 以 内	2	年
京都市重要文化 財旧三井家下鴨 別邸保存活用検 討委員会	重要文化財旧三井家下鴨別邸の保存、整備、管理及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7 人 以 内	2	年
京都市文化的景 観保存・活用委 員会	文化的景観の保存及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	6 人 以 内	2	年
まち・ひと・こ ころが織り成す 京都遺産審査会	まち・ひと・こころが織り成す京都遺産の認定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12 人 以 内	2	年

5 産業観光局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市工場等集団化助成審議会	工場等集団化助成に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	1年
京都市観光振興審議会	観光の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	30人以内	1年
京都市商業集積審議会	商業集積の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年

6 保健福祉局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送を行うための登録の申請等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2年
京都市医療扶助審議会	生活保護法による保護を必要とする状態にある者の入院の要否及び医療の給付に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	15人以内	1年
京都市高齢者施策推進協議会	高齢者福祉施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	35人以内	2年
京都市予防接種健康被害調査委員会	定期又は臨時の予防接種による健康被害に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2年

京都市結核・感染症発生動向調査委員会	感染症の発生状況等に係る情報収集に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2	年
京都市医療施設審議会	本市が設置する医療施設の運営の基本方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2	年

7 都市計画局の所管に属する附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期	
京都市駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会	駅の周辺等における都市機能の集積及び充実に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	6人	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで	
京都市美観風致審議会	市街地の美観及び都市の風致の維持、伝統的建造物群の保存その他都市景観の維持及び向上に関する事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2	年
京都景観賞審査委員会	京都景観賞の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	11人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで	
京都市構造基準適合性調査委員会	建築物その他の工作物の構造耐力に係る法令（条例及びこれに基づく規則を含む。）で定める基準に対する適合性に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2	年
京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会	雲ヶ畑区域（北区役所雲ヶ畑出張所が所管する区域をいう。）の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るための一般旅客自動車運送事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2	年

京都市住宅審議会	市営住宅の管理，民間住宅の利用及び活用その他の市民の住生活の安定及び向上に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	10人以内	2	年
京都市京町家保全・活用委員会	京町家の保全及び活用に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	12人以内	2	年
京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会	八条市営住宅に係る団地の再生を図るための事業に関する事項について，市長の諮問に応じ，審議すること。	5人以内	2	年

8 建設局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期	
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2	年
京都市稲荷山トンネル安全対策委員会	稲荷山トンネル周辺環境の保全に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	16人以内	2	年
京都市自転車政策審議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項に規定する事項，自転車の安全な利用の促進に関する事項その他の自転車政策に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	20人以内	2	年

京都市道衣笠緯 40号線異常気象 時通行規制基準 改定検討委員会	市道衣笠緯40号線における異常気象時の通行規制に係る基準の改定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	6人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
---	--	------	----------------------

9 区役所の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市北区市民 憲章推進者表彰 審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（北区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1 年
京都市上京区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（上京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1 年
京都市左京区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（左京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1 年
京都市中京区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（中京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1 年
京都市東山区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（東山区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1 年

京都市山科区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（山科区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年
京都市下京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（下京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年
京都市南区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（南区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年
京都市右京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（右京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年
京都市西京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（西京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年
京都市伏見区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（伏見区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年

10 交通局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会	自動車運送事業の管理の受委託に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10 人 以 内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会	高速鉄道事業の駅職員の業務の一部に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5 人 以 内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会	自動車運送事業及び高速鉄道事業の中長期的な経営計画に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15 人 以 内	2 年

11 上下水道局の所管に属する附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5 人 以 内	1 年

別表第 2 (第 2 条関係)

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市教員指導力判定委員会	指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10 人 以 内	2 年

京都市小学校教科書選定委員会	小学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	120人以内	6 箇 月
京都市中学校教科書選定委員会	中学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	110人以内	6 箇 月
京都市高等学校教科書選定委員会	高等学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	50人以内	6 箇 月
京都市総合支援学校・育成学級教科書選定委員会	総合支援学校並びに小学校及び中学校の育成学級で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	40人以内	6 箇 月
京都市立学校結核対策委員会	京都市立学校における結核に対する対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1 年
京都市就学支援委員会	障害があると思われる児童及び生徒並びに障害のある児童及び生徒の適切な就学又は入学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	1 年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市道衣笠緯40号線異常気象時通行規制基準改定検討委員会及び京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会を設置する等の必要があるので提案する。